

# 介護サービスを利用するには…②

介護保険の結果が要支援と要介護の方では、サービスを利用するまでの流れが異なります。

## <要介護1～5の認定を受けた方>

### ①在宅生活の継続を希望する場合

#### ケアマネージャーを決める

ケアマネージャーを決めるには、2つの方法があります。

1. 市・区役所で介護保険の申請をすると、居宅介護支援事業所の一覧をもらえる。  
その一覧から自分で事業所を決め、直接相談をする。
2. 地域包括支援センターで相談をし、探してもらう。



#### ケアプラン作成

どんなサービスが必要か、ケアマネージャーと相談をする。

ケアマネージャーが作成をしたケアプランを確認し、本人・家族を交えて検討する。



#### サービス事業者との契約

ケアマネージャーが作成をしたケアプランをもとに、利用するサービス事業者と契約をする。

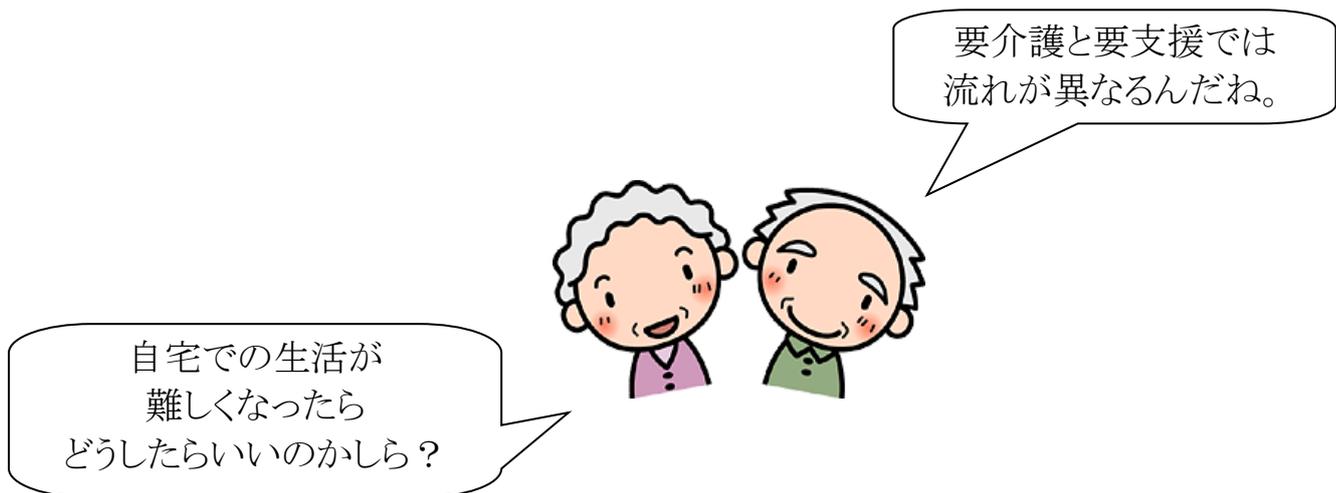


#### サービス利用の開始

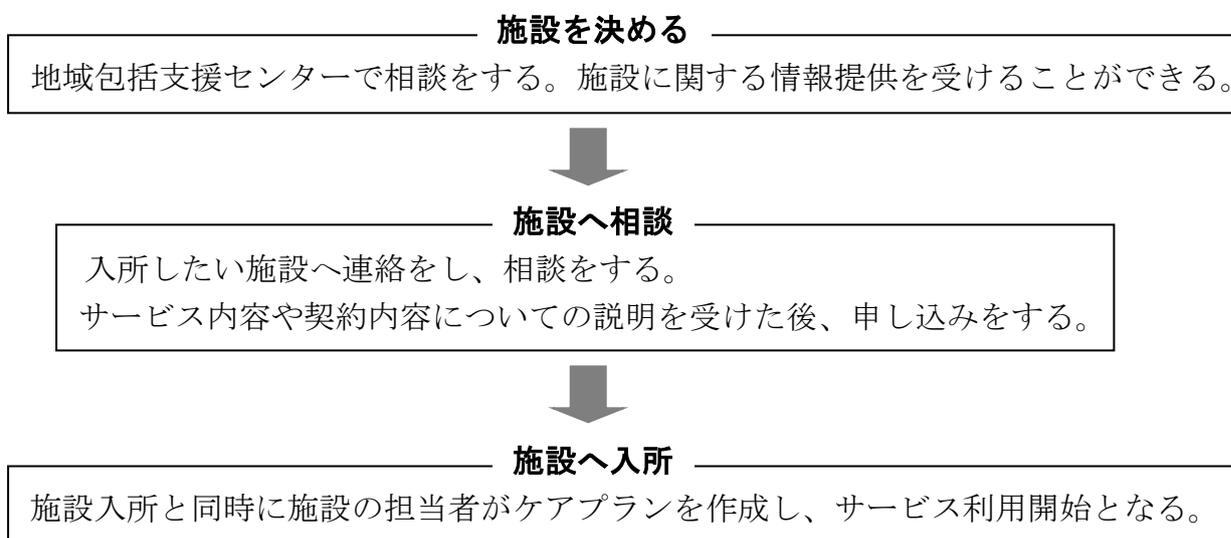


ケアマネージャー  
の役割は…

1. 利用者や家族が抱えている課題やその解決策などを、利用者・家族と一緒に考え、具体的な目標を設定します。
2. 目標の達成に向けて、利用者やサービス事業者とともにケアプランの作成およびサービスの利用調整を行います。
3. 適切なサービスを提供するために、利用者およびサービス提供事業所にケアプランを交付することが義務づけられています。
4. ケアプラン作成後も、ケアマネージャーは月1回の利用者宅への訪問が義務づけられており、利用者の状況に合わせて、ケアプランを変更します。



## ②施設入所を希望する場合



## ◆◆◆ハートケアいずみ居宅介護支援センター◆◆◆

当院のグループには、『ハートケアいずみ居宅介護支援センター』というケアマネジャーの事業所があります。お住まいの地域によっては、こちらの事業所にケアマネジャーの依頼をすることも可能です。ご希望の際には、当院の相談室までご連絡ください。